

キャンペーンは令和元年（2019年）5月31日をもって終了しています。

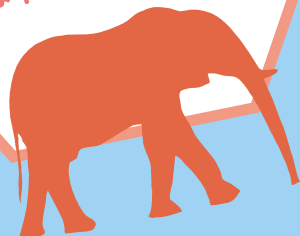
象牙



※1 全形を保持した象牙のみが登録対象です。印鑑やアクセサリなど象牙製品は登録対象外です

登録していない象牙を 売^{※2・3}ることは違法です！^{※1}

環境省では
国内にある象牙の
在庫の把握を進めています
未登録の象牙をお持ちの方、
まずは下記までご連絡を！



象牙を売る場合・譲る場合は
あらかじめ登録が必要です。

※2 所有しているだけであれば問題ありません。

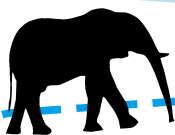
※3 所有者死亡による近親者への相続は、違法になりません。ただし、相続後、販売等をする場合にはあらかじめ登録が必要です。

本キャンペーン終了後（2019年6月頃）に、
象牙の取引規制をさらに厳格化することを検討しています。

違反した時の罰則

個人は
5年以下の懲役もしくは
500万円以下の罰金、
またはその両方
法人は
1億円以下の罰金

キャンペーンは令和元年（2019年）5月31日をもって終了しています。



アフリカでは象牙の採取を目的としたゾウの密猟や象牙の密輸があることから、国際的に象牙の管理強化が求められています。日本国内には過去に合法的に輸入された象牙が多数存在します。全形を保持した象牙※の国内在庫を把握することにより、象牙のより厳格な管理を目指しています。



※全形を保持した象牙とは・・・いわゆる「牙」の形をしたもので、ゆるやかに弧を描き、根元から先端にかけて先細るといった一般的に象牙の形と認識できるもの。彫り物（龍や七福神、鯉など）であっても彫りの程度にかかわらず牙の形状をしているものは登録の対象となります。ご自身で判断が難しい場合はご相談ください。



象牙の登録をする

全形を保持した象牙※は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、譲渡し等（売る・買う・あげる・もらう・貸す・借りるなど）が禁止されています。

ただし、登録を受けていれば登録票とともに譲渡し等が可能になります。

全形を保持した象牙以外にも譲渡し等を行う場合に登録票が必要となる動植物がありますのでご注意ください。

国際希少野生動植物種の一覧（環境省 HP）

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/global/beppyoy2-2.pdf>



登録に必要なもの

- ☒ 登録申請書
- ☒ 取得経緯の自己申告書
- ☒ 取得経緯の裏付けとなる書類
- ☒ 登録したい象牙の写真（4枚程度）
- ☒ 本人確認のための公的書類（免許証、保険証等）の写し
- ☒ 手数料

登録対象外の例

象牙の根付



象牙の置物



象牙の印鑑

象牙以外で登録が必要な動植物の例

トラの敷皮



マダガスカルホシガメ

ヨウム



登録の対象となる象牙

本物の象牙：プラスチック製や練り物（象牙の粉を固めて成型したもの）は登録対象外です。なお、本物、偽物の確認は、申請者自身で行ってください。

全形を保持しているもの：牙の形をしていない製品等（印鑑、アクセサリ、麻雀牌など）は登録対象外です。

規制適用日前に取得されたもの：

アジアゾウの牙：昭和55（1980）年11月4日以前に、輸入され又は国内で取得されたもの。

アフリカゾウの牙：平成2（1990）年1月18日以前に、輸入され又は国内で取得されたもの。



罰則について

登録されていない象牙の譲渡し等を行った場合は、渡した側、受け取った側両方に厳しい罰則があります。

個人の場合：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはその両方

法人の場合：1億円以下の罰金

登録しないままにしておくと、登録に必要な書類の紛失や記憶が曖昧になり入手の経緯等を説明できなくなり、いざ登録しようと思ったときに登録できなくなってしまうかもしれません。

また、2019年6月頃から、象牙を取得した経緯を説明する書類の審査がさらに厳しくなる予定です。

キャンペーンは令和元年（2019年）5月31日をもって終了しています。